

## 第5編 広域応援編



## 第5編 広域応援編

### 基本方針

7つの都県と県境を接する本県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

### 想定災害と対象地域

#### 1 想定災害

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

#### 2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】 出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	6強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	(うち重傷者)
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415

神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

### 埼玉県の役割

首都圏の人口は、約4,400万人で、政治・行政・企業の中核が集積している。首都直下地震が発生すると、その被害は甚大で、同時に被災する首都圏の都県間では相互応援も困難な事態に陥る。

一方で埼玉県は、以下に挙げる点から、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすのに適している。

#### ○ 相対的に被害が少ない

埼玉県は、東京湾北部地震による被害が1都3県の中で最も少なく、また、地下街やコンビニートなど被害を拡大させる要因（災害リスク）も相対的に少ない。

#### ○ 優れた交通網

東北道、関越道、圏央道などの高速道路網が充実し、陸路の玄関として救援物資や人員を速やかに輸送するルートを確認しやすい。

#### ○ 人口・経済規模

埼玉県は、人口約730万人、事業所数約24万所（ともに全国第5位の規模）の規模を有している。

#### ○ 国機関の集積

さいたま新都心には、国の機関が集積している。中には、中央官庁が被災した際の代替施設として位置付けられている機関もあり、連携して災害対応や国家機能のサポートを行うことができる。

## 広域連携の枠組み

県では、災害時において他の地方自治体との協力の下、迅速な災害対応が行えるよう相互応援協定を締結している。

また、国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組みがある。

### (1) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

- 九都県市では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。また、部会での意見交換等を通じて各都県市における共通課題を検討するとともに、普及啓発活動等の取組を合同で行っている。
- 広域応援の体制構築として、発災時に各都県市間で円滑な連絡調整や情報共有を行うため、情報通信手段の確保や緊急連絡網を整備している。
- 九都県市間で十分に相互応援が行えない場合に備え、関西広域連合との相互応援体制の構築を進めている。

### (2) 全国知事会

- 全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組み構築を推進している。また、全国知事会の調整の下、各ブロックの支援体制を基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。
- 東日本大震災の教訓を基に、平成24年5月の協定改正では、「緊急広域災害対策本部の設置」「カバー（支援）体制の構築」を盛り込んだ。

### (3) 関東地方知事会

- 本県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1都9県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。
- 平成25年7月の協定改正では、全国知事会で導入したカバー（支援）体制に基づき、カバーグループの導入及び相対ブロック間の応援について規定した。

### (4) 三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）

- 平成25年1月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。
- 協定に基づき、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行うほか、首都直下地震を想定した被災地応援等について、連携した取組を進めていく。

### (5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み

#### ア 応急対策職員派遣制度

- 大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市

区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組み。総務省が応急対策職員派遣制度に関する要綱を策定し構築した。

#### <支援業務>

災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当制度以外の仕組みによる支援は除く。）

#### イ その他の仕組み（主なもの）

関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の 実施	教育局
厚生労働省 ※令和6年4月1 日から国土交通省 の所管となる	水道	応急給水、被災した水道施設の応 急復旧	保健医療部
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害超急性期（発災後概ね48時 間以内）に被災地等で医療支援等 を実施	保健医療部
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養 士等の巡回による被災者の健康管 理	保健医療部
厚生労働省	災害派遣 精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時にお ける、被災地域の精神保健医療ニ ーズの把握、他の保健医療体制と の連携、各種関係機関等とのマネ ージメント、専門性の高い精神科 医療の提供と精神保健活動の支援	保健医療部 福祉部
厚生労働省	災害派遣福祉チーム (DWAT)	社会福祉士、介護福祉士、保育士 等による、要配慮者に対する介護 や相談業務などの福祉的支援	福祉部
厚生労働省	災害健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整 本部及び保健所が行う保健医療行 政の指揮調整機能等が円滑に実施 されるよう応援	保健医療部
農林水産省	農林水産省・ サポート・アドバイ スチーム (MAFF-SAT)	被災した農地・農業用施設の初期 情報収集、緊急概査、技術支援等	農林部
国土交通省	被災建築物	被災した建築物の応急危険度判定	都市整備部

	応急危険度判定	の実施	
国土交通省	被災宅地 危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	都市整備部
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	下水道局
環境省	災害廃棄物 処理支援 ネットワーク (D.Waste—Net)	<p>&lt;研究・専門機関（専門家・技術者を派遣）&gt; 処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等</p> <p>&lt;一般廃棄物関係団体（ごみ収集車等や作業員を派遣）&gt; 生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等</p>	環境部
警察庁	警察庁災害対応 指揮支援チーム (D—SUT)	国内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災地警察に派遣され、災害警備活動の指揮に関する助言のほか、警察庁災害警備本部等との連携及び広域緊急援助隊、広域警察航空隊の活動強化を支援	警察本部
内閣府	災害時情報集約支援 チーム (ISUT)	<p>ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用WEBサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供</p> <p>避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成</p>	危機管理防 災部

**広域応援のタイムテーブル**

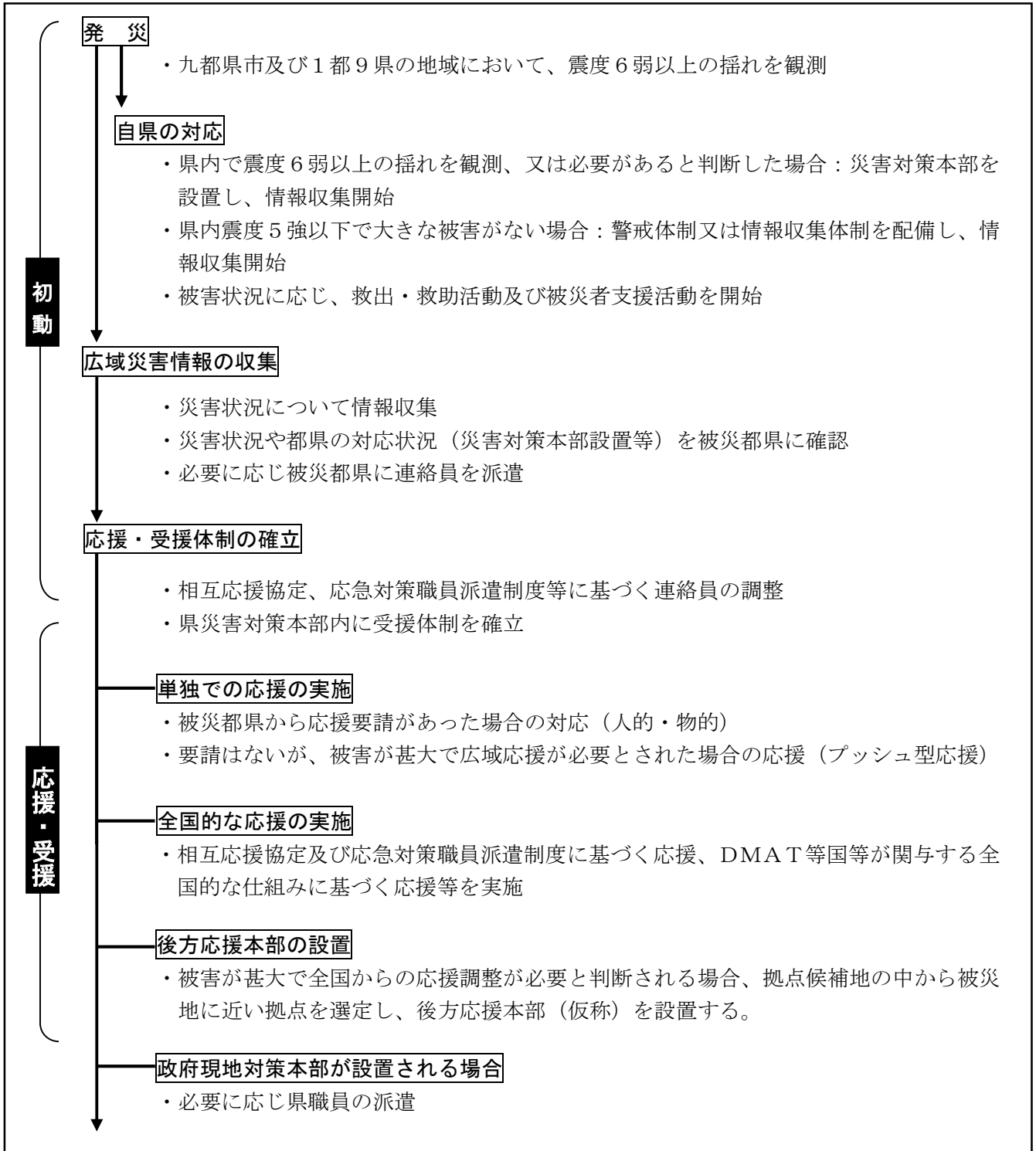
時 期	被災地等の主な対応	埼玉県での主な対応
初動期～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・被災情報の収集</li> <li>・避難誘導、消火、水防など被害防止活動</li> <li>・人命救助・救急医療の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集体制の確立</li> <li>・連絡員等の派遣</li> <li>・応援・受援体制の確立</li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施</li> <li>・帰宅困難者対策の実施</li> <li>・物資・燃料等の調達、緊急輸送</li> <li>・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等）</li> <li>・広域避難の実施</li> <li>・道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>・医療活動の実施</li> <li>・災害ボランティアの受入れ</li> <li>・義援金・物品の受入れ</li> <li>・遺体の安置、火葬</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> <li>・被災者の生活支援</li> <li>・被災者のこころのケアの実施</li> <li>・学校の教育機能の回復</li> <li>・応急仮設住宅の整備・確保</li> <li>・海外からの支援の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の需給調整</li> <li>・帰宅困難者への支援</li> <li>・応援職員の派遣・受入調整</li> <li>・広域避難の受入調整</li> <li>・ボランティアの活動支援</li> <li>・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進</li> </ul>
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定・復興財源の確保</li> <li>・インフラ施設等の復旧・復興</li> <li>・生活再建支援</li> <li>・恒久住宅への移行支援</li> <li>・経済・雇用調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の策定支援</li> <li>・被災自治体の復興業務への支援</li> </ul>



**初動シナリオ**

首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

＜初動対応手順＞



## 具体的取組

### ＜事前対策＞

1 広域応援体制の整備
2 広域支援拠点の確保
3 広域応援要員派遣体制の整備
4 県外傷病者の受入体制の整備
5 広域避難受入体制の整備
6 県内被害の極小化による活動余力づくり

## 1 広域応援体制の整備

### (1) 取組方針

埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。

また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。

### (2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 関係機関・団体等との平常時からの連携 ・ 九都県市合同防災訓練等の実施 ・ 物資供給体制の整備 ・ 災害対策本部体制の強化 ・ 連絡員の派遣体制の整備
市町村	・ 広域応援にあたっての協力体制の整備

### (3) 具体的な取組内容

#### ア 相互応援の体制の強化に関する調査研究の実施 【県（危機管理防災部）】

県は、九都県市、関東地方知事会、三県防災協定（群馬県、新潟県、埼玉県）に基づく広域応援体制について、訓練等を通じて強化する。

被害想定や地域防災計画等を他都県市と共有するとともに、共同で調査・研究を実施し、広域災害における対応マニュアルの整備、見直し等を実施する。

#### イ 九都県市合同防災訓練等の実施 【県（危機管理防災部）、市町村】

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

#### ウ 三県知事会における共同研究の実施 【県（危機管理防災部）】

県は、三県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定に基づき、連絡員の在り方や広域避難の受入体制、首都直下を想定した応援シミュレーション等の共同研究

を実施するほか、被害家屋認定調査員を共同で育成する等の連携事業を進める。

**エ 物資供給体制の整備 【県（危機管理防災部）】**

県は、発災時に被災自治体が必要とする物資について、広域応援により供給する体制を整備する。

**オ 災害対策本部体制の強化 【県（危機管理防災部）】**

災害対策本部内に、他の自治体や防災関係機関からの連絡員・先遣隊を受け入れるための活動スペースの確保及び組織的な位置づけを行う。

○ 埼玉県後方応援本部（仮称）の設置

首都圏大規模災害において、本県が災害対策本部を設置するに至らない場合、又は県内の災害対応と同時に首都圏の応援を実施することが必要な場合に備え、他の被災地域を支援するための組織（埼玉県後方応援本部（仮称））を整備する。

**カ 連絡員の派遣体制の整備 【県（危機管理防災部）】**

県は、首都圏広域災害が発生した場合の被災都県との連絡体制を確保するため、連絡員の派遣体制を整備する。

派遣者及び編成、連絡員の役割及び携行品、派遣に係る経費や手続等は事前に定め、訓練等で検証し、発災後速やかに派遣できるように努めるものとする。

○ 連絡員の役割

- ・ 応援を前提とした先遣隊としていち早く被災地での情報収集活動を行い、災害業務に忙殺される被災都県に代わり、被害状況や応援ニーズを応援道府県等へ伝達する。
- ・ 被災都県の応援ニーズを掘り出す等、要請の環境を整える。
- ・ 被災都県が要請した人的・物的支援について連絡調整を行う。

**2 広域支援拠点の確保**

(1) 取組方針

県と市町村は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域支援拠点の確保</li> <li>・ 広域支援拠点の情報の共有</li> </ul>
県（県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域支援拠点の確保</li> </ul>

警察、消防、自衛隊	・広域支援拠点の情報の共有
-----------	---------------

### (3) 具体的な取組内容

#### ア 広域支援拠点の確保 【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

#### ○ 広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。

#### ○ 高速道路インターチェンジ周辺の空地の確保

高速道路インターチェンジ周辺（概ね5 km以内）に事業予定地、グラウンド及び駐車場等を所有する民間企業に対し、大規模災害時における用地の使用について、あらかじめ協力体制を確立する。

#### ○ 道の駅の活用

防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

なお、国は、広域的な復旧・復興活動拠点となる道の駅について、「防災道の駅」として選定している。

【資料編Ⅱ-2-4-24】災害応急対策活動拠点一覧

## 3 広域応援要員派遣体制の整備

### (1) 取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

### (2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、保健医療部、都市整備部、県土整備	・ 応援職員派遣体制の整備 ・ 広域応援要員の活動体制の整備

部)、市町村	
--------	--

(3) 具体的な取組内容

**ア 応援職員派遣体制の整備** 【県（関係部局）】

県は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。  
 応援職員として、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員等を検討する。

【参考】

派遣を検討する主な職種

業務内容	主な職種
応援の総合調整、物資調整	危機管理防災部職員
看護・救護、保健福祉、こころのケア、要配慮者対策	保健師、看護師、栄養士
土木復旧対応	土木技術職
応急仮設住宅対策、県有施設等復旧対応	建築技術職、設備職
家屋被害調査	税務職員、建築技術職
復興まちづくり計画策定支援	都市計画等従事職員

**イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備**

【県（危機管理防災部）、市町村】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

さいたま市を除く市町村は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。

**ウ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備**

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、上記イ以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

**4 県外傷病者の受入体制の整備**

(1) 取組方針

大規模地震により他都道府県で多数の傷病者が発生し、本県に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備する。特に首都直下地震等により近隣都県に大きな被害が発生した場合には、多数の傷病者の受入れを要請されることが想定されるため、本県における傷病者の発生状況を踏まえ、適切に傷病者を受け入れる体制の整備を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（保健医療部）	・ 県外からの傷病者の受入に係る体制の整備
後方医療機関	・ 県外からの傷病者の受入体制の整備

5 広域避難受入体制の整備

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から本県に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 広域避難者の避難所利用に関する調整 ・ 応急仮設住宅の適地調査の取りまとめ
県（都市整備部）	・ 公営住宅等の空き室状況の把握 ・ 応急仮設住宅の適地調査の取りまとめ
市町村	・ 避難所の選定、確保 ・ 公営住宅等の空き室状況の把握 ・ 応急仮設住宅の適地調査の実施

(3) 具体的な取組内容

市町村は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

県と市町村は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

県は賃貸型応急住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

6 県内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
------	----

県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民への普及啓発</li> <li>・ 自主防災組織の育成</li> </ul>
県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進</li> </ul>
県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等による事業継続の取組の促進</li> </ul>

### （3）具体的な取組内容

#### **ア 県民への普及啓発** 【県（危機管理防災部）、市町村】

- ・ 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ・ 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ・ D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

#### **イ 自主防災組織の育成** 【県（危機管理防災部）、市町村】

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

#### **ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進**

【県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村】

- ・ 市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
- ・ 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ・ 古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。
- ・ 県及び市町村は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

#### **エ 企業等による事業継続の取組の促進**

【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】

企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

<応急対策>

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)
2 応援に必要な広域災害情報の収集
3 緊急消防援助隊の派遣
4 警察災害派遣隊の派遣
5 広域支援拠点の開設・運用
6 道路啓開支援
7 物資の調達・輸送応援
8 広域応援要員の派遣
9 医療救護班の県外派遣
10 後方医療機関における県外傷病者の受入れ
11 遺体処理支援
12 広域避難の支援
13 がれき処理支援
14 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)

(1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、後方応援本部(仮称)を設置し、市町村と協調して応援活動を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部)	・後方応援本部(仮称)の設置
市町村	・広域応援にあたって県への協力

(3) 具体的な取組内容

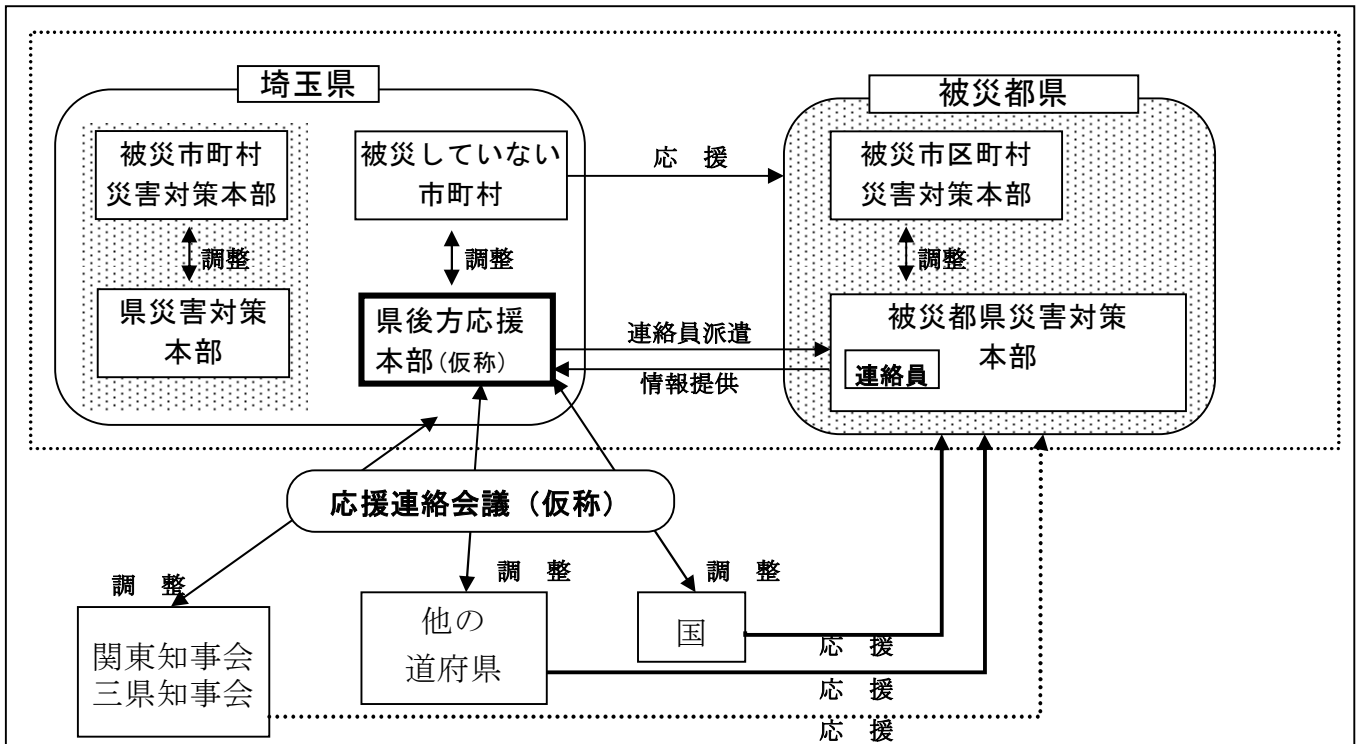
**ア 後方応援本部(仮称)の設置** 【県(危機管理防災部)】

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合に、後方応援本部(仮称)を設置し、被災地への支援を実施する。

被災が軽微又は被災していない市町村は、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。



< 広域応援体制の関係図 >



○ 後方応援本部の主な業務

- ・被災都県の応援ニーズの把握
- ・全国からの応援活動に関する情報の取りまとめ
- ・応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
- ・国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務



### (3) 具体的な取組内容

#### ア 情報連絡手段の確保 【県（統括部）】

被災都県等との情報連絡手段を確保する。情報連絡の手段は電話、防災行政無線、衛星電話、ファクシミリ、インターネット、テレビ電話等を使用する。

#### イ 連絡員の派遣 【県（統括部）】

県は、被災自治体と連絡が取れない場合や応援調整が必要な場合、自主的あるいは被災都県からの要請に基づき、連絡員を派遣する。

### 3 緊急消防援助隊の派遣

#### (1) 取組方針

国から消防の応援等のため必要な措置が求められた場合には、迅速に緊急消防援助隊を派遣する。

#### (2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、 消防本部	・緊急消防援助隊の派遣

### 4 警察災害派遣隊の派遣

#### (1) 取組方針

県（警察本部）は、警察庁の調整に基づき警察災害派遣隊を派遣する。

#### (2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	・警察災害派遣隊の派遣

## 5 広域支援拠点の開設・運用

### (1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、あらかじめ定めた広域支援拠点の候補地の中から、応援部隊（警察、消防、自衛隊）の活動及び、応援のため首都圏外から流入する物資・人員の受け皿となる広域支援拠点を選定し、開設・運用する。

### (2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、物流オペレーションチーム）、支部	・広域支援拠点の選定 ・広域支援拠点の開設・運用
警察、消防、自衛隊	・進出拠点、活動拠点における救出救助活動 ※埼玉県広域受援計画に準ずる。

## 6 道路啓開支援

### (1) 取組方針

他都県の緊急輸送道路について、道路啓開が速やかに行われるよう支援する。

### (2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部）	・他都県における道路啓開支援活動の実施

## 7 物資の調達・輸送応援

### (1) 取組方針

被災都県からの要請に基づき、県備蓄物資の提供や協定締結先からの調達を行う。救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。発災直後は、生活のための最低限必要な飲料水、食料、毛布等の物資について、被災地の状況に応じて過不足のないよう適切に供給する必要がある。

また、物資の支援は、原則、要請に基づき実施するが、被災の状況等を鑑み、自主的判断によるプッシュ型の物資支援を行うことも検討する。

### (2) 役割

機関名等	役割
県（統括部（物流オペレーションチーム））	・備蓄物資の提供 ・物資の調達・提供

## 8 広域応援要員の派遣

### (1) 取組方針

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。

応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、さいたま市を除く市町村と一体となって行うものとする。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

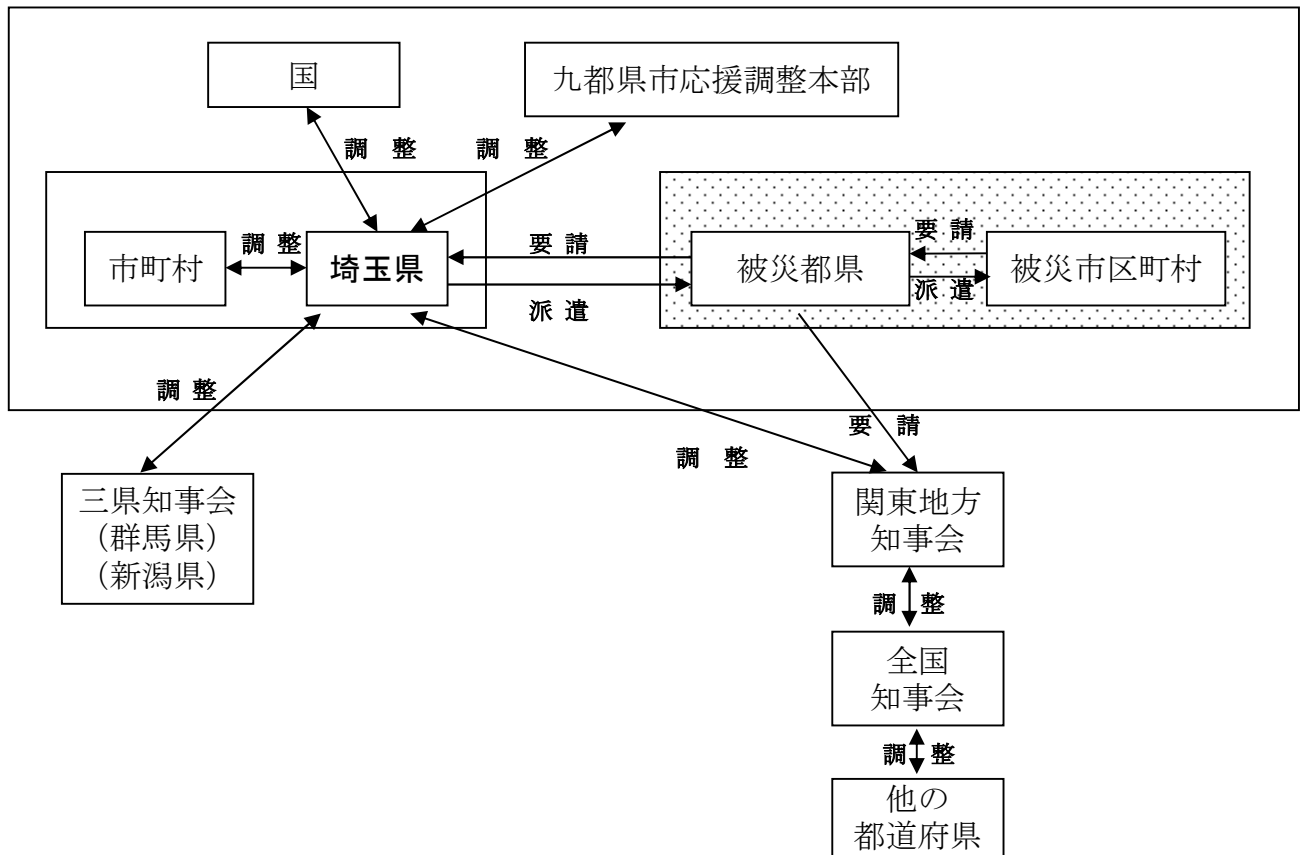
### (2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、関係部）、市町村	・ 応援要員の派遣

### <相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ>

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。

県及び県内市町村では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。



<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明・住民相談、家屋被害調査</li> </ul> </li> <li>○保健・医療・健康・福祉・                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒</li> <li>・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援</li> </ul> </li> <li>○建物二次被害防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定</li> </ul> </li> <li>○環境                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理支援</li> </ul> </li> <li>○応急住宅対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設支援</li> </ul> </li> <li>○教育・文化財                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護</li> </ul> </li> <li>○環境・衛生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬</li> </ul> </li> <li>○ライフライン復旧                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水、上水道復旧、下水道復旧</li> </ul> </li> <li>○被災市町村行政業務支援</li> </ul>
復旧・復興期（中・長期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木・農林水産施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事</li> </ul> </li> <li>○まちづくり・都市再生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務</li> </ul> </li> <li>○環境                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災廃棄物処理</li> </ul> </li> <li>○保健・医療・福祉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援</li> </ul> </li> <li>○教育・文化財                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動支援</li> <li>・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査</li> </ul> </li> </ul>

9 医療救護班の県外派遣

(1) 取組方針

大規模災害により県外で大きな被害が発生した場合、医療救護班を県外被災地に派遣する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者の発生状況等を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合に派遣するものとする。

(2) 役割

機関名等	役 割
------	-----

県（統括部、医療救急部）	・医療救護班の派遣に係る調整の実施
医療機関、日赤埼玉県支部	・医療救護班の編成・派遣
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	・医療救護班による救護の実施

### （3）具体的な取組内容

#### ア 医療救護班の編成、派遣

県は、他都道府県から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護に係る支援が必要と認めるときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。

## 10 後方医療機関における県外傷病者の受入れ

### （1）取組方針

首都圏広域災害により、他都県に多数の傷病者が発生し、本県に受入要請があった場合は、後方医療機関に傷病者を受け入れる。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者の発生状況を踏まえ、受入れを実施するものとする。

### （2）役割

機関名等	役割
県（統括部、医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入後方医療機関の指定</li> <li>・後方医療機関との傷病者受入れの調整</li> <li>・搬送手段の確保・調整</li> </ul>
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後方医療機関への搬送に対する協力</li> </ul>

## 11 遺体処理支援

### （1）取組方針

首都圏広域災害により他都県で多数の死傷者が発生した場合、被災地内における遺体処理を支援する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における

死傷者の発生状況を踏まえながら支援を実施するものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外市町村が行う行方不明者捜索への協力</li> <li>・ 検視又は死体調査の実施</li> </ul>
医療機関（救護班）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検案の実施</li> <li>・ 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理</li> <li>・ 身元確認業務に対する法歯学上の協力</li> </ul>

1.2 広域避難の支援

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時に、本県の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を市町村の協力を得て受け入れる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

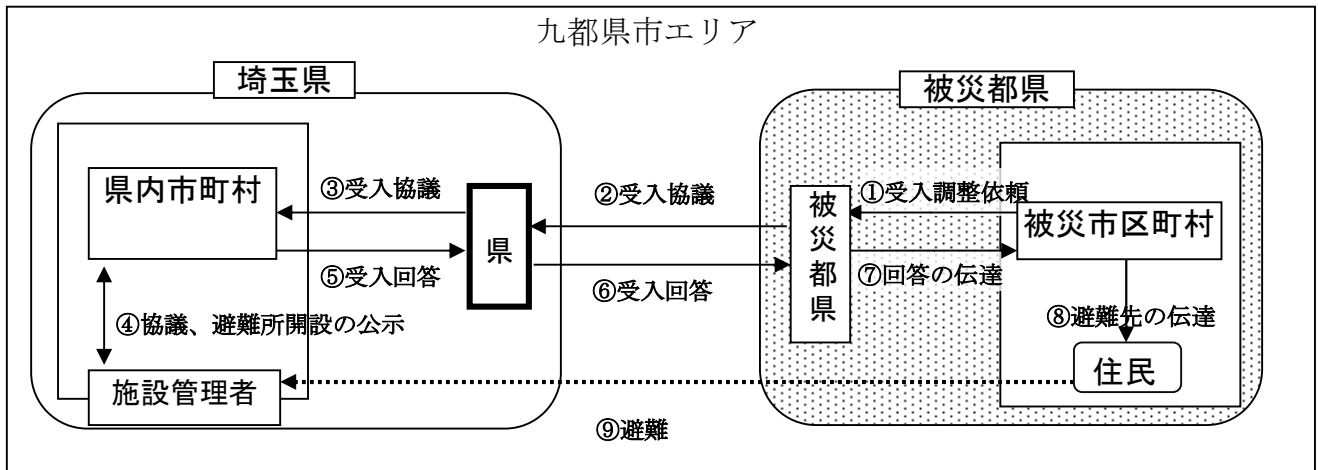
自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在中）を市町村が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部（危機管理防災部）、関係部局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災都県との避難者の受入調整</li> <li>・ 避難者の移送に係る調整</li> <li>・ 県有施設における避難者の受入れ</li> <li>・ 遠県への避難に係る他県との調整</li> <li>・ 市町村からの要請に基づく職員の派遣</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設・運営、避難所開設の公示</li> </ul>
県（輸送部）、交通事業者、バス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移送の実施</li> </ul>
自主防災組織、災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域一時滞在中者向け避難所の運営支援</li> </ul>



<広域避難（広域一時滞在）の流れ>



○ 応援要請と受入れの流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ②被災都県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議。
- ③県内市町村と県との受入協議
- ④県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受入回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- ⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）  
 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

○ 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に收容し保護するため、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を收容できる施設を優先して選定する。

○ 避難者受入方針の決定

県は、市町村に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

○ 避難所開設の公示及び避難者の收容

市町村長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び收容人員並びに開設期間の見込みを公示し、收容すべき者を誘導して保護する。

○ 避難所の管理運営

「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策（第2編—205ページ）」を準用

する。

○ 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

県及び受入市町村は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

○ 自主避難者への支援

県及び県内市町村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

○ 避難者登録システム等の活用

県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供する。

○ さらに遠県への避難

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

**1.3 がれき処理支援**

(1) 取組方針

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部）	・被災都県のがれき処理への協力
市町村	・被災都県のがれき処理への協力

**1.4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援**

(1) 取組方針

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部、統括部）	・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との調整の実施
市町村	・し尿処理、ごみ処理の支援

<復旧・復興対策>

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)
2 ライフライン施設の復旧活動支援
3 遺体の埋・火葬支援
4 防疫対策支援
5 広域帰宅支援等
6 仮設工場・作業場の斡旋
7 災害復旧用資機材の提供
8 生活支援
9 首都機能の維持

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)

(1) 取組方針

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部(危機管理防災部)、総務部、関係部局)、市町村	・広域復旧復興支援(職員派遣)の実施

<参考>復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援</li> <li>・避難所の生活環境改善</li> <li>・被災者の要望調査</li> <li>・被災者の生活相談</li> <li>・「こころのケア」のためのカウンセリング</li> <li>・被災者の域外避難</li> <li>・防疫体制の確立</li> <li>・火葬体制の確立</li> <li>・被害認定調査、り災証明書の発行</li> <li>・被災住宅の応急修理の実施</li> <li>・仮設住宅(民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む)の供給</li> <li>・税金の徴収猶予・減免措置</li> <li>・被災者生活再建支援金の給付</li> <li>・被災企業等への金融相談、事業再建相談</li> <li>・義援金の募集、配分</li> <li>・一般生活ごみ、粗大ごみの収集</li> <li>・がれき類の収集・処理</li> </ul>
復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災(災害)復興本部の設置、復興方針の策定</li> <li>・(市町村)復興計画策定</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興事業の実施</li> <li>・仮設住宅入居者の健康管理</li> <li>・遠方避難者への支援窓口</li> <li>・市街地復興事業（建築制限等の指定）</li> <li>・被災者の職業あっ旋</li> <li>・被災者個人への融資</li> <li>・中小企業、農林漁業従事者への融資</li> </ul>
--	--

○ 首都圏の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。本県は、国や全国知事会等に協力し、職員派遣や必要資材の調達支援を行うとともに、全国からの応援を調整する。

○ 主な応援業務

①復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

②インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

**2 ライフライン施設の復旧活動支援**

(1) 取組方針

大規模災害発生時におけるライフライン施設の大規模復旧作業を支援する。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（統括部）	・ライフライン事業者の復旧応援作業の総合調整
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国からの応援部隊の進出拠点の確保</li> <li>・全国からの応援の指揮</li> </ul>

**3 遺体の埋・火葬支援**

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時、本県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	・埋・火葬の調整及び斡旋
市町村	・他都県からの火葬依頼への対応

4 防疫対策支援

(1) 取組方針

大規模災害発生時、本県の被災状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の防疫対策を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	・他都県への防疫班の派遣

5 広域帰宅支援等

(1) 取組方針

混乱が収束した後、帰宅が可能な者については帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

一方、首都圏広域災害発生時には、東京都心部周辺などで、当面は帰宅できる状況にならないことが想定される。当面帰宅が難しい者については広域一時滞在として受け入れる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
県（輸送部）、県バス協会	・代替輸送の提供
鉄道事業者	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	・沿道照明の確保
帰宅支援協定締結事業者	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとしての支援の実施

6 仮設工場・作業場の斡旋

(1) 取組方針

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（産業対策部）	・空き工場・作業場の斡旋
市町村	・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

7 災害復旧用資機材の提供

(1) 取組方針

災害時応援協定等を活用し、被災都県に災害復旧用の資機材を提供する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部、統括部）	・災害復旧用資機材の調達

8 生活支援

(1) 取組方針

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）	・長期避難者への生活支援の実施
市町村	・県の取組への協力

9 首都機能の維持

(1) 取組方針

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の国の機関との連携体制の構築</li> <li>・さいたま新都心周辺における執務体制樹立への協力</li> <li>・政府（緊急災害対策本部）との連絡調整</li> <li>・政府の活動スペースの確保</li> <li>・政府関係職員の住宅など、生活環境の確保</li> </ul>

県（統括部以外）、 市町村	・政府の災害対応及び業務継続の支援
------------------	-------------------